4 介護医療院サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の平均要介護度が4を超える場合	注 療養室、診察室、機能訓練室、介護室等の面積が基準に満たない場合	注 療養室の定員が4人以下の場合に、定められた看護職員の員数に100分の90を乗じて得た数を基準の員数とする場合	注 基準のユニットケア（ユニット型個室）でない場合 ※ユニットケアとは、おおむね指定介護老人福祉施設が実施する場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 療養環境の基準（第下）を満たさない場合	注 療養環境の基準（療養室）を満たさない場合	注 褥瘡を行う職員の配置等の区分による加算	注 褥瘡管理加算
イ Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	694 単位	−25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×97/100	−26単位	−25単位	−25単位	+120単位
			要介護2	832 単位						−31単位			
			要介護3	1,035 単位						−39単位			
			要介護4	1,173 単位						−44単位			
			要介護5	1,312 単位						−49単位			
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	803 単位						−30単位			
			要介護2	911 単位						−34単位			
			要介護3	1,144 単位						−43単位			
			要介護4	1,283 単位						−48単位			
			要介護5	1,422 単位						−53単位			
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	684 単位						−26単位			
			要介護2	790 単位						−30単位			
			要介護3	1,002 単位						−38単位			
			要介護4	1,117 単位						−42単位			
			要介護5	1,235 単位						−47単位			
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	794 単位						−30単位			
			要介護2	899 単位						−34単位			
			要介護3	1,127 単位						−43単位			
			要介護4	1,274 単位						−48単位			
			要介護5	1,412 単位						−53単位			
	(3) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	668 単位						−25単位			
			要介護2	774 単位						−29単位			
			要介護3	1,004 単位						−38単位			
			要介護4	1,105 単位						−42単位			
			要介護5	1,189 単位						−45単位			
		(二) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	778 単位						−29単位			
			要介護2	882 単位						−33単位			
			要介護3	1,111 単位						−42単位			
			要介護4	1,258 単位						−47単位			
			要介護5	1,396 単位						−52単位			
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	640 単位						−24単位			
			要介護2	743 単位						−28単位			
			要介護3	961 単位						−36単位			
			要介護4	1,064 単位						−40単位			
			要介護5	1,172 単位						−44単位			
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	756 単位						−28単位			
			要介護2	858 単位						−32単位			
			要介護3	1,080 単位						−41単位			
			要介護4	1,221 単位						−46単位			
			要介護5	1,356 単位						−51単位			
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<施設型療養>	要介護1	638 単位						−24単位			
			要介護2	737 単位						−28単位			
			要介護3	931 単位						−35単位			
			要介護4	1,019 単位						−38単位			
			要介護5	1,108 単位						−42単位			
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	740 単位						−28単位			
			要介護2	836 単位						−32単位			
			要介護3	1,060 単位						−40単位			
			要介護4	1,197 単位						−45単位			
			要介護5	1,329 単位						−50単位			
	(3) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	622 単位						−23単位			
			要介護2	716 単位						−27単位			
			要介護3	929 単位						−35単位			
			要介護4	1,027 単位						−38単位			
			要介護5	1,085 単位						−41単位			
		(二) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	724 単位						−27単位			
			要介護2	825 単位						−31単位			
			要介護3	1,029 単位						−39単位			
			要介護4	1,176 単位						−44単位			
			要介護5	1,194 単位						−45単位			
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	635 単位						−24単位			
			要介護2	705 単位						−27単位			
			要介護3	964 単位						−36単位			
			要介護4	1,046 単位						−39単位			
			要介護5	1,130 単位						−43単位			
		(二) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	736 単位						−28単位			
			要介護2	838 単位						−32単位			
			要介護3	1,000 単位						−38単位			
			要介護4	1,148 単位						−44単位			
			要介護5	1,231 単位						−47単位			
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<施設型療養>	要介護1	605 単位						−23単位			
			要介護2	680 単位						−26単位			
			要介護3	914 単位						−34単位			
			要介護4	991 単位						−38単位			
			要介護5	1,071 単位						−41単位			
		(二) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<多床室>	要介護1	690 単位						−26単位			
			要介護2	784 単位						−30単位			
			要介護3	978 単位						−37単位			
			要介護4	1,090 単位						−42単位			
			要介護5	1,134 単位						−43単位			
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	625 単位						−24単位			
			要介護2	743 単位						−28単位			
			要介護3	1,161 単位						−44単位			
			要介護4	1,265 単位						−48単位			
			要介護5	1,369 単位						−52単位			
		(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	625 単位						−24単位			
			要介護2	725 単位						−28単位			
			要介護3	1,161 単位						−44単位			
			要介護4	1,265 単位						−48単位			
			要介護5	1,369 単位						−52単位			
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室>	要介護1	610 単位						−23単位			
			要介護2	725 単位						−28単位			
			要介護3	1,146 単位						−43単位			
			要介護4	1,248 単位						−47単位			
			要介護5	1,351 単位						−51単位			
		(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	610 単位						−23単位			
			要介護2	725 単位						−28単位			
			要介護3	1,146 単位						−43単位			
			要介護4	1,248 単位						−47単位			
			要介護5	1,351 単位						−51単位			
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1	615 単位						−23単位			
			要介護2	713 単位						−27単位			
			要介護3	1,135 単位						−43単位			
			要介護4	1,235 単位						−47単位			
			要介護5	1,335 単位						−51単位			
	(2) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)<ユニット型個室的多床室>		要介護1	615 単位						−23単位			
			要介護2	713 単位						−27単位			
			要介護3	1,135 単位						−43単位			
			要介護4	1,235 単位						−47単位			
			要介護5	1,335 単位						−51単位			
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	705 単位						−27単位			
			要介護2	870 単位						−33単位			
			要介護3	1,089 単位						−41単位			
			要介護4	1,191 単位						−45単位			
			要介護5	1,294 単位						−49単位			
		(二) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	705 単位						−27単位			
			要介護2	870 単位						−33単位			
			要介護3	1,089 単位						−41単位			
			要介護4	1,191 単位						−45単位			
			要介護5	1,294 単位						−49単位			
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	775 単位						−29単位			
			要介護2	870 単位						−33単位			
			要介護3	1,078 単位						−41単位			
			要介護4	1,168 単位						−44単位			
			要介護5	1,258 単位						−48単位			
		(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1	775 単位						−29単位			
			要介護2	870 単位						−33単位			
			要介護3	1,078 単位						−41単位			
			要介護4	1,168 単位						−44単位			
			要介護5	1,258 単位						−48単位			

ト 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
チ 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
リ 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ヌ 初期加算	（1日につき＋30単位）	
ル 再入所時栄養連携加算（※2）	（入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）	※ 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 退所時指導等加算（※2）	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 （入所中1回（入所22日を限度に、460単位を算定）
		b 退所後訪問指導加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）
		c 退所時指導加算（400単位）
		d 退所時情報提供加算（500単位）
		e 退所前連携加算 （500単位）
	(二) 訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として、300単位を算定）	
ワ 栄養マネジメント加算	（1日につき 14単位を加算）	
カ 低栄養リスク改善加算（※2）	（1月につき 300単位を加算）	※ 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
ヨ 経口移行加算（※2）	（1日につき 28単位を加算）	※ 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
タ 経口維持加算 （1月につき）（※2）	(一) 経口維持加算(Ⅰ)　（400単位）	※ 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)　（100単位）	※ 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
レ 口腔衛生管理体制加算（※2）　（1月につき 30単位を加算）		※
ソ 口腔衛生管理加算（※2）　（1月につき 90単位を加算）		※ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 ※口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ツ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））		
ネ 在宅復帰支援機能加算（※2） （1日につき 10単位を加算）		
ナ 特別診療費（※2）		
ラ 緊急時施設診療費		ア 緊急時治療管理 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）
		イ 特定治療
ム 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）	
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）		
ウ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2　（1日につき140単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき40単位を加算）	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2　（1日につき200単位を加算） 要介護3・4・5（1日につき100単位を加算）	
ヰ 排泄支援加算（※2） （1日につき93単位を加算）		
ノ 褥瘡マネジメント加算（※2） （1月につき 100単位を加算）		
オ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ （1日につき 18単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1日につき 12単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 6単位を加算）	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）	
ク 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×26/1000）	※ 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×19/1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋所定単位×10/1000）	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(三)の90/100）	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) （1月につき ＋(三)の80/100）	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。